

指定障害児通所支援事業者の指定の取消しについて

東大阪市は、下記事業者について、児童福祉法に基づく指定を取消しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 名 称 株式会社 UPSTART
- (2) 代表者名 代表取締役 濱崎佑哉
- (3) 所在地 大阪府東大阪市桜町4-4-202

2 対象事業所

- (1) 名 称 放課後等デイサービス かのん
- (2) 事業種別 児童発達支援、放課後等デイサービス
- (3) 所在地 大阪府東大阪市菱江五丁目1番21号
- (4) 指定年月日 令和3年12月1日

3 指定の取消日

令和4年4月1日

4 処分理由

- (1) 不正の手段による指定（児童福祉法第21条の5の24第1項第8号）

新規指定において、実際には配置すべき従業員がいないにも関わらず、人員基準を満たしているように装うため、児童発達支援管理責任者1名、保育士3名を勤務予定者として本市に提出することにより指定を受けた。

- (2) 不正又は著しく不当な行為（児童福祉法第21条の5の24第1項第10号）

勤務予定がないにも関わらず新規指定時に勤務予定者として本市に提出した児童発達支援管理責任者について、指定後に勤務した後、退職したとする虚偽の変更の届出を行った。

5 事業者に対する経済上の措置

利用実績がなかったため、経済上の措置はなし。

6 欠格事由該当者

濱崎 佑哉（株式会社UPSTART代表取締役、放課後等デイサービスかのん管理者）

東大阪市福祉部指導監査室
障害福祉事業者課
電話：06-4309-3187